

福井坂井地区広域市町村圏事務組合職員の定年等に関する条例

昭和 60 年 1 月 30 日

条 例 第 2 号

改正 平成 25 年 12 月 3 日 条例第 2 号

令和 5 年 3 月 28 日 条例第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、福井坂井地区広域市町村圏事務組合の一般職に属する職員(以下「職員」という。)の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第 2 条 職員の定年等については、福井市職員の定年等に関する条例(昭和 59 年福井市条例第 25 号)(当該条例の規定に基づき定められた規則、規程及び細則を含む。)を準用する。

附 則

この条例は、昭和 60 年 3 月 31 日から施行する。

附 則(平成 25 年 12 月 3 日条例第 2 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前日までに、この条例による改正前の福井坂井地区広域市町村圏事務組合職員の定年等に関する条例(昭和 60 年福井坂井地区広域市町村圏事務組合条例第 2 号)及び福井坂井地区広域市町村圏事務組合職員の再任用に関する条例(平成 25 年福井坂井地区広域市町村圏事務組合条例第 2 号)により採用された職員については、なお従前の例による。